

# 独立行政法人自動車事故対策機構に係る年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の第三期中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、機構に係る平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定めます。

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### （1）組織運営の効率化

全国に置かれている主管支所及び支所については、業務の集約化・効率化にとどまらず、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとします。

### （2）人材の活用

- ① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行うとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

### （3）業務の運営の効率化

#### ① 安全指導業務

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることによりそれぞれ45%以上とします。

また、契約事業者<sup>（注1）</sup>及び貸出機器<sup>（注2）</sup>による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を47%以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2) 「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

## ② 療護施設

ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース<sup>(注3)</sup>による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。

(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、コスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。

ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

## ③ 交通遺児等への生活資金の貸付

ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

ウ 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。

エ また、貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握について平成24年度に実施した調査の結果に基づき、検討会を開催し、効果的かつ効率的な支援のあり方について検討します。

## ④ 業務全般

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。

ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の

推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成24年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

エ 内部統制については、業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、会計内部監査（平成23年度以降、強化した事項を含む）により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。

また、監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。

さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図ります。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### （1）安全指導業務等

① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。

加えて、前年度に民間団体等に対して実施した、民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、参入の障壁となっている職員の養成及び診断機器・講習教材等に関する取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定します。

② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。

また、前年度に行った適性診断票等の改善検討結果を基に、自動車運送事業者が適性診断結果を活用して運転者教育を効果的かつ容易に行えるよう、適性診断票等の改善を行います。

③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成2

5年度)について、4.0以上とします。

- ④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

- ⑤ 国際標準の作成に際し、我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会国内審議団体として情報の収集及び国内の意見集約等を通じて、国際標準取得に係る国際的指針等の作成及びその運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。

ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。

イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。

ウ 発行した規格を適切に運用していくために有用な解説書等の作成及びその普及を図っていきます。

エ 国際的道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織が、自動車事故の減少、それに伴うコスト低減等に繋げられるよう、本規格が的確に運用されることを目指し、機構は認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携を図っていきます。

- ⑥ 国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させるため、安全マネジメント講習会やセミナー、コンサルティング等を行い、道路交通安全の向上に寄与します。

## （2）療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム<sup>（注4）</sup>、プライマリーナーシング<sup>（注5）</sup>、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。

（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改

- 善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。
- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
  - ④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行います。
  - ⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成25年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却<sup>（注6）</sup>者数を19人以上とします。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。

さらに、新看護プログラム<sup>（注7）</sup>について、試行を継続し、新たに策定した評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行います。

（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

- ⑥ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
  - ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。
- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー<sup>（注8）</sup>、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。

（注8）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

### （3）介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、精神的な面での支援を必要とされる介護料受給者やその家族の

ため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を45%以上とします。

このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施します。

- ② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行います。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院制度及び短期入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。

さらに、各協力病院を訪問し受入環境を調査の上、訪問支援等を通じて利用者に情報提供するとともに、利用者の要望を協力病院に伝えるなど、利用者と協力病院との間を「つなぐ」取組を行います。

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。

また、療護センター、協力病院、福祉関係機関、被害者団体等との連携を密にし、交流会への参加等の協力を求めるなど、訪問支援や交流会を通じて把握したニーズに即した支援の充実に努めます。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成25年度）について4.0以上とします。

#### （4）交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。

また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成25年度）について、4.0以上とします。

#### （5）自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

- ① 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。

また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。

- ② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が適切な指導、助言を行うための研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ③ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施します。
- ④ 被害者援護に係る各種情報を、機関誌、ホームページ等の活用により発信します。

#### (6) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 自動車アセスメント情報提供業務の移管について、国土交通省及び関係機関と連携し、政府における議論の動向を把握しつつ、平成24年度の調査研究を踏まえて必要な取組を進めます。
- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。  
これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。
  - ア 一層わかりやすいパンフレットを配布します。
  - イ 一層わかりやすくホームページを改善します。
  - ウ 自動車アセスメント試験発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
  - エ マスメディアに対して自動車アセスメントの公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。
  - オ モーターショーに出展します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度(25年度)について、4.0以上とします。
- ⑤ 歩行者保護性能試験の改善について検討を行います。
- ⑥ 予防安全技術試験導入のための調査研究を行います。
- ⑦ 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。  
また、これらの関係機関と連携を深めます。
- ⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

### **(7) 自動車事故対策に関する広報活動**

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。

### **3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

別紙2のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

### **4. 短期借入金の限度額**

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

### **5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画**

なし

### **6. 剰余金の使途**

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

### **7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

#### **(1) 施設及び設備に関する計画**

別紙1のとおり。

#### **(2) 人事に関する計画**

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるととも職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行います。

#### **(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途**

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。